

## 臨時・休日窓口開設、窓口業務時間延長のお知らせ

平日の開庁時間に窓口が利用できない方は、ぜひご利用ください。

※取扱業務は限定されます。事前にご確認ください

**市民課の臨時窓口開設** ※4月2日は住民票の写しや戸籍謄本などの証明書発行は行っていません

日 時	3月26日(日)・4月2日(日)の午前9時～午後1時
取扱業務	住民異動届(転出・転入・転居)の受付、国民健康保険の脱退の受付(加入は取扱いできません)、戸籍届の受領、通知カードおよびマイナンバーカードに係る届出受付

**休日窓口の開設** ▶日時＝毎月第4日曜日 午前9時～午後1時

開設する課	受け付けできる業務
市民課 ☎(20)3016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課で交付している住民票の写しや戸籍謄本などの証明書(一部を除く)</li> <li>・戸籍届出の受領</li> <li>・通知カードおよびマイナンバーカードに係る届出受け付け</li> <li>・死体埋火葬許可証の交付</li> </ul> <p>※住所や国民健康保険の変更手続きは行っていません</p>
収納課☎(20)3010	市税や国民健康保険税の収納・納付書の再交付、納税相談

## 窓口業務の時間延長

▶日時＝毎週水・金曜日の午後7時まで ※実施日が祝日の場合、別の日への振り替えは行いません

▶開設する課＝

市民課☎(20)3016・3017、いきいき高齢課☎(20)3021、介護保険課☎(20)3022、市民税課☎(20)3007・3008、資産税課☎(20)3009、収納課☎(20)3010、障がい福祉課☎(20)3025、こども課☎(20)3023、保育課☎(20)3038、医療保険課☎(20)3024、田沼行政センター☎(61)1124・1125、葛生行政センター☎(86)4713・4708

## 春の火災予防運動を実施します

■問合せ＝消防本部予防課☎(23)9910

3月1日(水)～7日(火)まで全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

暖房器具など火気を取り扱う機会が多く、強風や乾燥により、火災が起こりやすい時期が続いています。近年、電気器具や配線が原因とみられる火災が多く発生しています。定期的なプラグの清掃や、プラグがしっかり差し込んであるか確認をお願いします。いま一度、電気器具の点検を！！



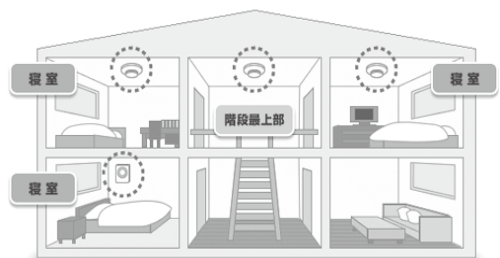
【以下の原因で火災が多く発生】

- ①プラグがしっかりささっていない
- ②プラグの隙間にホコリがたまっている
- ③タコ足配線でたくさんの電気を使用
- ④電気機器からの異音や異臭 など

【住宅用火災報知器】 全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置義務があります。

まだ取り付けが住んでいない家庭は、寝室を中心に住宅用火災警報器の早期取り付けをお願いします。取り付け場所や種類など、疑問がありましたら、お気軽にお問合せください。

※住宅用火災警報器の設置が義務付けられているのは、全ての寝室と、寝室が2階にある場合は階段の踊り場、4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下です。



## 「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します

消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対し「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

受給には申請が必要です。支給の対象となる可能性がある方には、各個人に申請書を郵送しました(市民税課からのお知らせに同封しました)。お送りした通知をお読みいただき、申請書をご提出ください。

申請書提出後、内容の審査を経て、支給または不支給の通知をします。

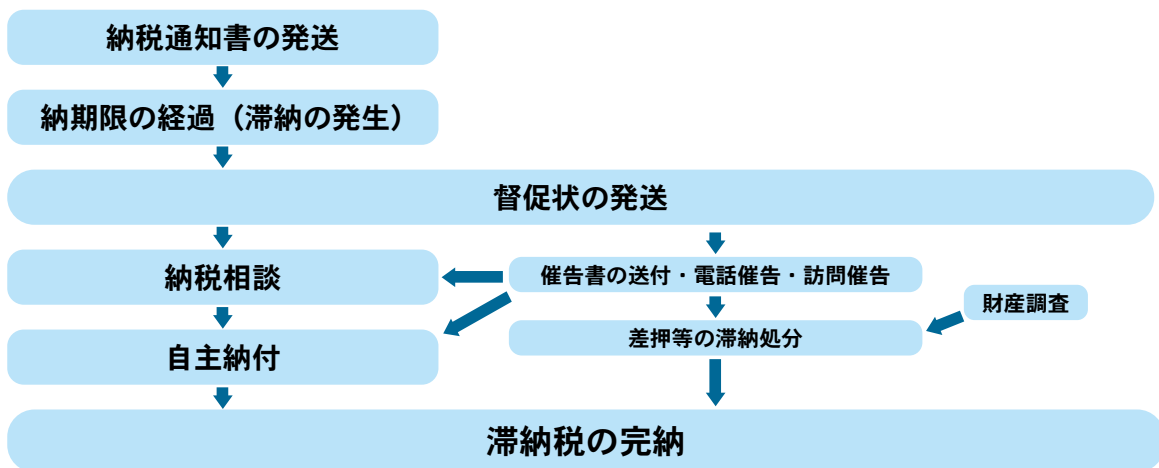
- ▶ **支給要件** = 次の①・②の要件すべてを満たす方が対象となります。
  - ①平成28年1月1日現在で、佐野市に住民票がある方
  - ②平成28年度に、市民税(均等割)を課税されていない方

※本人が非課税であっても、課税されている方の扶養になっている場合は対象になりません。  
 ※生活保護を受給している場合は対象になりません。
- ▶ **支給額** = おひとり15,000円
- ▶ **申請** = 5月31日(水)までに、返信用封筒による郵送または直接、臨時福祉給付金窓口(2階)へ
  - ・窓口は混雑が予想されますので、通知に同封した返信用封筒による郵送での申請にご協力ください。
  - ・申請には本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証など)の写しが必要になります。
  - ・審査の結果によって、不支給になる場合があります
  - ・給付金の支給までには受付から2カ月程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。
  - ・申請期間終了後は受付ができませんので、ご了承ください。
- **問合せ** = 社会福祉課(臨時福祉給付金受付窓口) ☎(20)3064

## 佐野市は滞納整理を強化しています ■ 問合せ = 収納課 ☎(20)3010

市では納期限内に納付がない方に対して、督促状を送付し、催告書・電話・訪問などにより自主納付を促しています。しかし再三の催告にも応じず、納付相談の連絡もなく、納税に誠意が見られない悪質な滞納者に対しては、滞納処分として資産や収入の調査を行い、差し押さえを執行します(下記の図参照)。

差し押さえされた財産は公売などにより換価し、滞納市税に充当します。



平成27年度 滞納処分実施状況(国保税含む市税全体): 差押処分件数 1,810件  
 預貯金 1,097件、生命保険 203件、給与年金 205件、  
 動産 22件(158点) ほか 搜索実施 27件  
 市税配当金額 147,116,605円(市税などに充てられた金額)

